

事例1 70歳未満 本人入院外

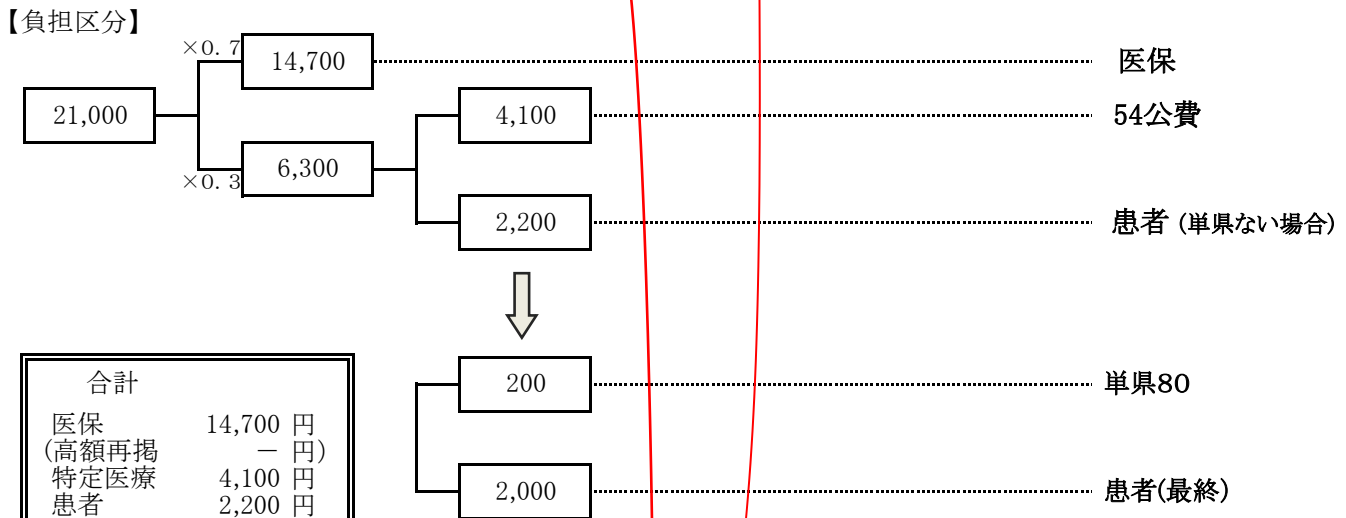
【事例】 <年齢>70歳未満 国保・社保 定率3割負担 限度額適用認定証 区分才
 <公費①>特定医療(54) 定率2割負担 (自己負担上限額 2,500円)
 <公費②>心身障害者医療(80) 定率1割負担 (自己負担上限額 2,000円)

診療報酬明細書 (医科入院外)										1 1 3 2 7 医科 社・国 3併 本外 割	
保険者番号										2日	
公費負担者番号① 5 4										2日	
公費負担者番号② 8 0										2日	
特記事項 30区才											
氏名											
職務上の事由											

【診療内容】	[点数]	[本来の自己負担額] (※単県ない場合の額)	[窓口徴収額]	[自己負担額管理票の記載] 自己負担額 月間累積額
自院1日目 (他院診療)	1,100点 (300点)	2,200円 (300円)	1,100円 (300円)	2,200円 2,200円 (300円) (2,500円) (上限到達)
自院2日目	1,000点	0円	900円	
自院計	2,100点	2,200円	2,000円	

・2日目に(80)の自己負担額(1,000円)を徴収した場合、窓口徴収額累計額(自院分)が、(80)の上限額(2,000円)を超えるため、900円(=2,000-1,100)を徴収してください。(※2日目の(54)本来の自己負担額は0円ですが、窓口徴収が必要です。)

○窓口徴収: 窓口徴収額累計額(自院分)が、【(80)の上限額】と【(54)本来の自己負担額累計額(自院分)】のうち低いほうの額に達するまで1割負担額を徴収してください。
 ○自己負担額管理票: (54)本来の自己負担額を記入してください。



合計	
医保	14,700 円
(高額再掲)	— 円
特定医療	4,100 円
患者	2,200 円
単県80	200 円
患者(最終)	2,000 円

※1割が単県の自己負担上限額に達した場合は、自己負担上限額までの徴収に止めていただき、レセプトにも単県の窓口徴収額を記入してください

療養の給付	請求	※決定	一部負担金額
保険	2,100 点	点	円
公費①	点	点	2,200 円
公費②	2,100 点	点	2,000 円

※単県制度の場合には生分点数は生じませんが、請求点数は省略せず必ず記入してください。